

ディスカッションポイント
無形資産に関する検討

無形資産プロジェクトにおいては、今年第２四半期又は第３四半期を目途に「無形資産に関する会計基準」の公開草案を公表すべく、検討を進めている。

１．会計基準案の構成について（審議事項（２） - 3 及び（２） - 4）

- 「無形資産に関する会計基準(案)」の全体の構成は、論点整理で示した構成に従い、資料のとおりでよいか。
- 「ソフトウェアに関する会計基準(案)」の全体の構成は、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「研究開発費等に係る会計基準」のうち、「研究開発費に係る記述」を無形資産会計基準に移管した残りの「ソフトウェアに係る記述」を原則として踏襲することにより、資料のとおりでよいか。

２．無形資産に係る個別論点の検討について（審議事項（２） - 2）

- 研究の途中段階の成果又は開発の途中段階の成果を個別に買い入れる場合の取扱いについて、IAS38では明確ではないが、これまでの委員会での議論を踏まえ、**研究に関する支出は発生時に費用計上し、開発に関する支出は自己創設無形資産の認識要件を満たす場合に限り資産計上すること**でどうか(検討事項1)。

【参考】当該個別論点に関係したその他の検討事項

検討事項	検討の方向性
2：検討事項1で資産計上の場合の、償却開始時期の取扱い	制作を完了するまでに発生した支出を取得原価として、 無形資産が使用可能となったときから償却を行うこと でどうか (IAS38と同様)
派生論点1：研究専用資産(特定の研究目的にのみ使用するための資産)を買い入れる場合の取扱い	無形資産会計基準においても引き続き定めることとして、2つの案を検討している (IAS38では明確でない)
派生論点2：研究開発を外部に委託する場合の取扱い	研究に関する支出は発生時に費用計上し、開発に関する支出は自己創設無形資産の認識要件を満たす場合に限り資産計上すること でどうか (IAS38では明確でない)
3-1：取得した研究開発の成果を資産計上した場合の減損会計におけるグルーピングの考え方	現行の「固定資産の減損に係る会計基準」の取扱いに従うこと でどうか (個別に定めていない点でIAS36と同様)

3-2：検討事項2との関係で、研究開発が完了しない時点での減損会計の取扱い	<u>耐用年数を確定できない無形資産の減損の取扱いと同様</u> とすることでどうか（IAS第36号と同様に、減損の兆候がある場合に加えて、 <u>毎年減損テストを実施する</u> ）
---------------------------------------	--

3. 今後の予定

委員会	議題
3月25日（木）	個別論点の検討 【論点1】開発費の資産計上の可否(3/25)
4月9日（金）	【論点2】従来非償却資産とされていた借地権等の取扱い 【論点3】研究開発の成果を自社の研究活動に利用する場合の取扱い(4/9)
4月22日（木）	【論点4】償却を行わない無形資産の減損(4/22) 【論点5】適用時期、経過的な取扱い等(4/22)
5月17日（月）	公開草案文案の検討（論点3の検討）
5月28日（金）	公開草案文案の検討（論点2,4の検討）
6月10日（木）	公開草案文案の検討（論点1等の検討）
6月24日（木）	公開草案文案の検討

(注)開発費の資産計上の可否(論点1)については、審議状況如何であるが、6月中に意思確認を行う予定。

以上